

貴自治体名 日進市

30.日進市

懇談日時 10月 20日(火) 午前・午後 1時 00分～ 2時 00分

懇談会場 日進市役所4階 第2、第3会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2020年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(介護福祉課)電話(0561-73-1495)FAX(0561-72-4554)
メールアドレス(kaigofukushi@city.nisshin.lg.jp)

(1) 介護保険料の基準額と倍率

① 2020年度の基準額と倍率をご記入ください。

基準額(月額)	5,363 円	
倍率	第1段階	0.25 倍
	第2段階	0.40 倍
	第3段階	0.70 倍
	第4段階	0.90 倍
	最高段階	段階: 第(13)段階 所得: (1,500)万円以上 倍率: (2.50)倍

② 第8期(2021～2023年度)の保険料改定に向けて、一般会計からの繰り入れ、基金の取り崩し、倍率の見直しなどの検討状況をご記入ください。

一般会計の繰り入れは法定通り。その他は未定

(2) 介護保険料の独自減免制度

※2020年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

① 低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2020年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

介護保険料が第一段階の者のうち、老齢福祉年金の受給権者

・保険料の全額免除はありますか。 (○)ない ()ある

・資産保有による制限はありますか。 (○)ない ()ある

・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ない ()ある

・申請は必要ですか。 (○)必要 ()不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	0 件	0 件
保険料減免の金額実績	0 円	0 円

② 収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ関係の減免は除く)

(○)ある ()ない

2) ある場合、2020年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

前年中における合計所得金額(が 200 万円以下で当該年中における合計所得金額の見込額が前年中における合計所得金額に比して、2分の1以下に減少すると認められる次に掲げる者

(1) 当該年中における合計所得金額の見込額が、30 万円以下の者 100分の50減免

(2) 当該年中における合計所得金額の見込額が、60 万円以下の者 100分の30減免

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	4 件	1 件
保険料減免の金額実績	87,400 円	12,200 円

4) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。(2020年2月～7月)

質問項目	2020年2月～7月
保険料減免件数	8件
保険料減免の金額実績	518,400円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2018年度	2019年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	217	202
	保険料滞納者延べ件数	1,427	1,168
保険給付の制限	償還払い人数	0	0
	保険給付の一時差し止め人数	0	0
	3割負担人数	7	4
財産差押え	差押え実人数	0	0
	差押え件数合計	0	0

(4) 介護保険利用料の独自減免制度

① 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

(○)ある ()ない

② 市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2020年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

所得税非課税世帯 障害者施策によるホームヘルプサービスの利用者で、境界層該当として定率負担額が0円となっている者

2) 訪問介護利用料の助成割合 (5%)

3) 居宅サービス利用料の助成割合 ()

4) 施設サービス利用料の助成割合 ()

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ない ()ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

※2020年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

③ 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	0件	0件
利用料減免の金額実績	0円	0円

(5) 介護給付費準備基金について ※決算前の場合は見込額

2018年度末の残高(604,414,791)円 2019年度末の残高(551,118,791)円

(6) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

① 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(8)人(2020年4月現在)

② 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数(8)人 待機者数(不明)人 (2020年2月現在)

()把握していない

(7) 施設サービス基盤整備(第7期計画)

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第7期(2019年度)						第7期計画(2020年度)	
	計画(新規数)		実績(新規)		差(新規数)		2020年度(新規)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
特別養護老人ホーム	4 (0)	229 (0)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	4 ()	229 ()
介護老人保健施設	3 (0)	248 (0)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	4 (1)	348 (100)
認知症グループホーム	5 (0)	72 (9)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	5 ()	81 (9)

特定施設入居者生活介護事業所	4 (0)	225 (0)	3 ()	205 ()	-1 ()	-20 ()	4 ()	225 ()
----------------	----------	------------	----------	------------	-----------	------------	----------	------------

(8) 介護施設の夜勤形態について

① 職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2 交替制夜勤	3 交替制夜勤	2 交替と3 交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	4				
介護老人保健施設	3				
グループホーム	5				
小規模多機能	2				
看護小規模多機能	0				
短期入所	0				

② 上記施設の内、夜勤配置人員が1名になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含まれます。)

	2 交替夜勤	3 交替夜勤	2 交替と3 交替が混在	その他
特別養護老人ホーム				
介護老人保健施設				
グループホーム				
小規模多機能				
看護小規模多機能				
短期入所				

(9) 総合事業

① 総合事業の対象者数をお答えください。(1,076)人

② 総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2020年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2019年	2020年	2019年度	2020年度
現行の訪問介護相当の訪問介護	27	27	71	73
生活支援型訪問A(緩和した基準)	14	14	161	159
現行の通所介護相当の通所介護	39	32	105	81
通所型サービスA(緩和した基準)	19	13	231	180
通所型サービスC(短期集中予防)	2	2	12	0

③ 総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。

(○)ある ()ない その他()
→ある場合

1) そのサービスの名称:(足腰おたっしやクラブ)

2) 制限期間の数字をご記入ください。

- ・()週間で終了
- ・(12)週間後、継続(12)週間で終了

1) そのサービスの名称:(健食・健口げんきクラブ)

2) 制限期間の数字をご記入ください。

- ・(12)週間で終了

(10)住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度（該当に○印を付し、実績などをご記入ください）

	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2019年度実績
住宅改修			○	2010年4月1日	219件 (24,271,954円)
福祉用具			○	2010年4月1日	181件 (5,080,556円)
高額介護サービス	○				

(11)高齢者福祉施策

①高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手
安否確認・見守り	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手
日常生活支援	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	(○)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手
買い物支援	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	()自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

②高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
	地域巡回バスの名称	日進市内巡回バス くるりんばす	
	利用料	高齢者(65歳以上)(200円、ただし市内在住65歳以上の方は割安な高齢者定期券を購入可)円、 障害者(市内在住の要介護認定者、障害者手帳保持者、自立支援医療費受給者等)(無料)円 一般(200)円、 子ども(市内在住の中学生以下)(無料)円	
	その他特記事項		
	2019年度の運行実績	運行日数362日、7コース(うち1コースは一日当たり21便、その他は平日11便、土休日8便)、のべ利用者数 323,614人。(444,578人・日進市補助路線である名鉄バス日進中央線含む場合)	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2019年度の助成実績
	高齢者		()人
	障害者	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、 精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	(716)人
要介護認定者	医療機関への通院及び入退院や、福祉施設への通所及び入退所等の際、ストレッチャー装備車・リフト付き車両等を利用した場合の利用料を助成する。	(456)人	
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	(○)実施している ()していない ()検討中である 内容 くるりんばす無料パスカード(6ヶ月分)もしくはくるりんばす回数券(6,000円分)の進呈		

③サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
-----	-----	------	-----------

ふれあいいいききサロン	地域住民、ボランティア団体	食事やレクリエーション、健康に関する取組や趣味の活動 季節のイベント等を開催	有 環境整備 (上限)150,000円 運営費(広報・定期開催) (上限)50,000円
ほっとカフェ	地域住民、ボランティア団体	お茶を飲みながらのおしゃべり、趣味や体操等の教室、季節のイベント等の開催	有 環境整備 (上限)150,000円 運営費(広報・定期開催) (上限)50,000円
ふらっとホーム	地域住民、ボランティア団体、NPO 団体	お茶を飲みながらのおしゃべり、趣味や体操等の教室、季節のイベント等の開催	無 (市の委託事業として実施)
事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
N-café むつみ(認知症カフェ)	有限会社	本人やその家族、知人、地域の方、専門職等の誰もが自由に集い交流しながら、認知症やその対応についての理解を深め、相談ができる場	有 開設支援 (上限)150,000円 運営支援 (上限)50,000円
you,i cafe あい工房(認知症カフェ)	NPO 法人	本人やその家族、知人、地域の方、専門職等の誰もが自由に集い交流しながら、認知症やその対応についての理解を深め、相談ができる場	無
you,i cafe ふじつか(認知症カフェ)	NPO 法人	本人やその家族、知人、地域の方、専門職等の誰もが自由に集い交流しながら、認知症やその対応についての理解を深め、相談ができる場	無
N-café スターバックスコーヒー日進香久山店(認知症カフェ)	地域住民、ボランティア団体、市	本人やその家族、知人、地域の方、専門職等の誰もが自由に集い交流しながら、認知症やその対応についての理解を深め、相談ができる場	無

④加齢性難聴者への補聴器助成がある場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

事業名	対象者	助成額	助成実績

(12)介護認定者の障害者控除の認定について

- ①認定書の発行枚数実績は → 2018年度(2,044)枚、2019年度(2,083)枚
- ②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2018年度()件、2019年度()件

(○)認定書を送付している → 2018年度(658)件、2019年度(643)件

()自動的に送付していない

③認定書の発行の要件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

(○)その他、次のような方法で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(保険年金課)電話(0561-73-1420)FAX(0561-72-4554)

メールアドレス(hoken@city.nisshin.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2019年度	2020年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (7.60)%	× (7.65)%
	資産割	固定資産税額	× ()%	× ()%
	均等割	加入者1人につき	29,100 円	29,900 円
	平等割	1世帯につき	26,000 円	26,000 円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			93,645 円	95,966 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額 ※2019年は決算額、2020年は予算額			28,425 円	26,495 円

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度

①市町村独自の低所得者減免

1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く

(○)ある ()ない

2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

平等割及び均等割保険料の7割・5割・2割軽減対象者について、それぞれ0.5割を加算して保険料を軽減しています。

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	3,756 件	3,706 件
保険料減免の金額実績	154,642 千円	155,515 千円

4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰り入れはありますか。(○)ある ()ない

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2) ある場合、2020年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

納税義務者(主たる生計維持者である被保険者を含む。以下同じ。)が失業(退職を含む。)又は事業の休廃業等により所得が急激に減少し生活が困難となった場合であって、納税義務者の当該年における地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額(以下「総所得金額」という。)の見込額が前年中の総所得金額等の2分の1以下に減少すると見込まれる場合

(1) 納税義務者の前年中の総所得金額が200万円以下の場合

当該事由の発生により減免の申請があった日(以下「減免申請日」という。)以後に到来する当該年度納期分の100分の50

(2) 納税義務者の前年中の総所得金額等が200万円を超え500万円以下の場合

減免申請日以後に到来する当該年度納期分の100分の30

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	9 件	18 件

保険料減免の金額実績	594,800 円	1,263,000 円
------------	-----------	-------------

4) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。(2020年2月～7月)

質問項目	2020年2月～7月
保険料減免件数	63 件
保険料減免の金額実績	12,687,500 円

③子どもの均等割などの減免

1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

()ある (○)ない

2) ある場合、2020年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2018年度	2019年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) 国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2019年6月1日	2020年6月1日
被保険者数	14,907	14,323
世帯数	9,357	9,125
滞納世帯数	666	627
資格証明書交付世帯数	2	1
短期保険証交付世帯数	115	173
留め置き世帯数(※1)	38	22
未交付・未更新世帯数(※2)	0	0

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

(4) 資格証明書 ※2020年6月1日現在でご記入ください。

① 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- () 国の基準どおり実施している
 (○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
 (○) 高校生世代以下の子どものいる世帯
 (○) 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
 (○) 病弱者のいる世帯
 () 次の場合は、交付対象から除外している

--

② 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

基準は特に設けておりませんが、緊急での入院の場合などは事情をお聞きして短期保険証を発行することがあります。

(5) 短期保険証 ※2020年6月1日現在でご記入ください。

① 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(85)人 ・2カ月()人 ・3カ月(15)人 ・4カ月()人
 ・5カ月()人 ・6カ月(73)人 ・1年()人 ・その他()

② 短期保険証発行の基準をご記入ください。

(交付対象)

世帯主が、国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)更新日において、国民健康保険税(以下「保険税」という。)を納期限後 6 月以上滞納し、かつ、次のいずれかに該当する場合には、当該世帯に属する者に短期保険証を交付する。ただし、世帯主が国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 5 条の 5 に規定する公費負担医療の対象者又は災害等特別な事情を有する者である場合を除く。

- (1) 当該世帯主に係る滞納金について、納付誓約を行い、分割納付をしているとき。
- (2) 当該世帯主に係る滞納金額の一部を納付したとき。

(適用除外)

前条本文の場合において、当該世帯に属する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに、被保険者証を交付する。

- (1) 愛知県の実施する医療費助成事業の対象となる者
- (2) 日進市条例に定める公費負担医療の対象となる者
- (3) 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- (4) その他市長が特別に認める者

(6) 保険料(税)滞納者への差押え等

① 差押えの基準をご記入ください。

納税資力があるにも関わらず、督促状や催告書を送付しても反応がなく、納税交渉にも応じない等、納税誠意が見られない場合は差押を行っています。

② 以下の件数をご記入ください。

質問項目		2018年度	2019年度	
予告通知書の発行		118	67	
差押え	差押え世帯数	46	122	
	差押え件数合計	60	138	
	件数内訳	不動産	8	5
		預貯金	41	98
		生命保険(内学資保険)	5(0)	12(0)
その他		6	23	
競売による現金化		0	0	
徴収の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
換価の猶予	申請件数	0	1	
	許可件数	0	1	
	職権件数	0	0	
滞納処分の停止	適用件数	9	56	
	件数内訳	無資力	7	41
		生活保護	1	5
		生活困窮	0	0
		所在不明	1	10
その他	0	0		

(7) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

※2019年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2018年度	2019年度
一部負担金の相談件数	0 件	0 件
一部負担金の申請件数	0 件	0 件

一部負担金減免の延べ件数	0件	0件
一部負担金減免の金額実績	0円	0円

(8) 70～74歳の高額療養費の支給申請手続きの簡素化
簡素化している(年 月受診分から実施) 検討中 簡素化の予定はない

(9) 国保運営協議会

- ①運営協議会の公開 公開していない 公開している
 ②運営協議会委員の公募枠 ない ある → (1)人

**3. 税の滞納について 担当課(収納課)電話(0561-73-4109)FAX(0561-73-8024)
 メールアドレス(shuno@city.nisshin.lg.jp)**

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2018年度	2019年度	
徴収の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
換価の猶予	申請件数	1	1	
	許可件数	1	3	
	職権件数	1	2	
滞納処分の停止	適用件数	31	99	
	件数内訳	無資力	24	69
		生活保護	2	8
		生活困窮	0	0
		所在不明	5	22

(2) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2019年度内に引き継いだ件数) (99)件

**4. 生活保護 担当課(地域福祉課)電話(0561-73-1519)FAX(0561-72-4554)
 メールアドレス(chiikifukushi@city.nisshinlg.jp)**

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について

2019年度相談件数 (37)件、申請件数 (35)件、そのうち保護開始件数 (29)件

(2) 2020年4月現在の受給世帯数と人数 (72)世帯、(85)人

※以下は市のみお答えください

(3) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2019年4月現在	2人	2年 0カ月	0人	35世帯	44人
2020年4月現在	2人	2年 0カ月	0人	36世帯	42.5人

**5. 福祉医療など 担当課(保険年金課)電話(0561-73-1430)FAX(0561-72-4554)
 メールアドレス(hoken@city.nisshin.lg.jp)**

(1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2019年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。

※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度			○

障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度			○
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度	未実施		

(2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

子ども医療費助成制度(実施年月日)令和3年4月1日診療分から実施 (改定内容)18歳の年度末までの方に対し、入院に係る医療費を助成。 精神障害者医療費制度(実施年月日)令和3年4月1日診療分から実施 (改定内容)入院に係る医療費について、現金給付から現物給付へ改定

6. 子育て支援策 担当課(子育て支援課)電話(0561-73-4183)FAX(0561-72-4603)

メールアドレス(kosodateshien@city.nisshin.lg.jp)

(1) 「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画について

① 貧困対策計画の有無について (○)ある(令和2年3月策定) ()ない

※子ども子育て支援総合計画などに含むものも「ある」としてください。

② 自立支援給付金事業について (○)実施(平成16年4月実施) ()未実施

2019年度実績 (3)件 給付額(59,224)円

2020年度予算 (8)件 給付額(220,000)円

③ 日常生活支援事業について (○)実施(平成16年4月実施) ()未実施

2019年度実績 (0)件 給付額(131,000)円

2020年度予算 (1)件 給付額(250,000)円

④ 教育・学習支援について ()実施(年 月実施) ()未実施

2019年度実績 (1)カ所(7)人 実施時期(通年)

2020年度予算 (1)カ所(200)人 実施時期(通年)

⑤ 「無料塾」、「こども食堂」への支援について

1) 「無料塾」への支援 ()実施(年 月実施) (○)未実施

2019年度実績 ()カ所()人、2020年度予算 ()カ所()人

支援方法()

2) 「こども食堂」への支援 ()実施(年 月実施) (○)未実施

2019年度実績 ()カ所()人、2020年度予算 ()カ所()人

支援方法()

⑥ 産前・産後の支援について

1) 産前・産後の家事や育児支援について

(○)実施(平成29年4月実施) ()未実施

利用期間(おおむね3ヶ月、1日1回2時間以内まで)

対象者(妊婦又は出産日から120日以内の養育者のいる家庭、妊婦又は出産日から1年以内の養育者のいる家庭(多胎妊娠の場合に限る)その他市長が特に支援の必要があると認める妊婦又は養育者のいる家庭)

(○)実施(平成29年4月実施) ()未実施

利用期間(妊婦 から おおむね1年 まで)

対象者(養育支援の必要があると認める家庭)

利用券やクーポンなど ()作成している (○)作成していない

利用券などの配布方法

()対象世帯に配布

()母子健康手帳の交付時に配布

()その他()

2)産後ケア事業について

(○)実施(平成30年4月実施) ()未実施

(2)就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2019年度	2020年度
受給者数	563人	555人
受給割合	6.5%	6.3%
支給額	43,965,395円	52,046,000円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2020年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.5)倍・金額()円 この他、生活保護受給、市民税非課税又は減免、個人事業税又は固定資産税減免、国民年金掛金減免又は国保税減免もしくは徴収猶予、児童扶養手当受給、生活福祉資金貸付、失業対策事業適格者手帳所有又は職安登録日雇労働者
--

③就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (約207万)円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (約329万)円

④申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (○)窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目について

(○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費

(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 (○)生徒会費 (○)PTA会費 (○)給食費

(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) ()医療費

()めがね・コンタクトレンズ (○)卒業記念品

()その他()

⑥日本スポーツ振興センター掛け金について

()就学援助の対象としている

(○)すべての児童の掛け金を公費助成している

()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3)給食費の補助・減免について(新型コロナウイルス感染症に関わる臨時的措置は除きます)

①学校給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

()行っている (○)行っていない ()検討中

※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

--

②保育施設等の給食費に国の基準を上回って市町村独自の補助・減免を行っていますか。

()行っている (○)行っていない ()検討中

※行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

--

(4)保育について

①保育施設の数について(2020年4月1日現在)

認可保育所 (か所)	公立	10
	民間	9
その他の 認可保育施設 (か所)	家庭的	
	小規模保育事業A	5
	小規模保育事業B	2

①グループホーム設置数(7)カ所 対前年比(117)%

②共同生活援助支給決定数 54 人 対前年比(125)%

③障害者グループホームの体制について

- 1)夜勤体制をとっているところ GH ()カ所
- 2)宿直体制をとっているところ GH ()カ所
- 3)夜間通報体制をとっているところ ()カ所
- 4)夜勤体制を複数でおこなっているところ ()カ所

④県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

- ()ある → ある場合どんな補助ですか()
- (○)ない

(3) 訪問系各サービスの支給状況について(2020年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	139	111.2	148	27.5
重度訪問介護	9	150	426	216.6

地域生活支援事業

移動支援	108	92.3	40	18.3
------	-----	------	----	------

※最多支給時間は2020年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(4) 短期入所について 2020年7月時点

- ・短期入所支給者数(87)人、昨年同月比()%、最多支給日数(37)日、平均支給日数(8.4)日
- 年間 180 日以上利用可(短期入所)とする支給者数(5)人

(5) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

- ()介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時
- (○)何らかの条件を設けている。
 - ()要支援の該当者は、上乗せができない。
 - ()障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
 - (○)介護保険の要介護度が要介護5の者
 - ()介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先となっていることから、要介護5の者で単位数が足りなく、障害特性上必要と認められる者に対して上乗せを認めている。

(6) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

- ・2020年度支給予定者総数 (3)人、対前年度比(100)%

8. 任意予防接種の助成 担当課(健康課)電話(0561-72-0770)FAX(0561-74-0244)
 メールアドレス(kenko@city.nisshin.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額(1回)	自己負担(1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ		円	円	
帯状疱疹		円	円	

子どものインフルエンザ		円	円	
麻疹(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	施設等に入所しており、県内の指定医療機関で接種できない定期接種対象者	接種費用から2,500円を控除した額	円	平成27年4月
高齢者用肺炎球菌(任意)	65歳以上で過去5年以内に接種していない人(助成は2回まで)	3,000円	医療機関により異なる	平成19年10月

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

(○)実施している。 ()実施していない。 ()検討中

9. 健診事業 担当課(健康課)電話(0561-72-0770)FAX(0561-74-0244)

メールアドレス(kenko@city.nisshin.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

平成29年4月より開始。1回助成を実施しております。

(2) 妊婦・産婦への妊産婦歯科健診の実施状況をご記入ください。

()妊婦の期間に実施 ()産婦の期間に実施 (○)妊婦～産婦の期間に実施

実施方法(助成回数、集団方式・個別方式、他の健診と同時など)

(助成回数1回、個別方式)

【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2019年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ医療費患者負担増の計画中止を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書	年 月 日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書	年 月 日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑥障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	年 月 日
	②市町村・愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書	年 月 日

* 2019年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。